

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 第一号～第八号（略） 第九号（第10条第1項第1号関係） <u>600DEFGHIJK</u></p> <p>ただし、<u>DEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。 第十号～第十二号（略）</p>	<p>別表第一 第一号～第八号（略） 第九号（第10条第1項第1号関係） <u>60CDEFGHIJK（Cは0を除く。）</u></p> <p>ただし、<u>CDEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。 第十号～第十二号（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。